

## 東京都社会福祉審議会委員応募要領

### 1 趣旨

東京都社会福祉審議会（以下「審議会」という。）は、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査・審議することを目的とする知事の附属機関です。

この度、審議会の運営に広く都民の意見を反映させるために、審議会委員の一部を都民から公募します。

### 2 公募委員数

3名程度

### 3 応募できる方

次の全ての条件を満たす方

(1) 都内に住所を有する満18歳以上の方（令和5年4月1日現在）。ただし、公務員を除きます。

(2) 年間数回程度開催される審議会に出席できる方

※審議会は都庁内会議室で開催するほか、オンラインで開催する場合もございます。オンライン開催の場合は、御自身でインターネット環境を整えていただき、御参加いただきますようお願いいたします。

### 4 応募方法

(1) 応募に際して提出していただくもの

・応募申込書（郵送で提出いただく場合のみ）

・「応募動機及びこれからの社会福祉のあり方」をテーマとする600字から800字までの作文

※提出された作文等はお返しいたしませんので御了承ください。

(2) 提出方法及び締切り

令和4年12月23日（金曜日）まで（必着）に、郵送または東京都共同電子申請・届出サービスへの申請により、下記担当宛てに提出してください。

(3) 選考

福祉保健局に設置する、委員の選考審査会で決定します。

なお、審査結果については、令和5年2月頃に郵送で通知します。

### 5 委員報酬

都が規定する委員報酬額

### 6 業務内容

社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査・審議していただきます。

### 7 委員の任期

令和5年4月1日から3年間

(担当) 東京都福祉保健局企画部企画政策課

住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-4019

メールアドレス [S0415201@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0415201@section.metro.tokyo.jp)